

学 校 法 人

文 化 学 园 寄 附 行 为

2020年4月

昭和26年3月5日	制 定	平成14年12月27日	一部改正
昭和31年8月10日	一部改正	平成15年3月31日	一部改正
昭和36年8月8日	一部改正	平成15年9月17日	一部改正
昭和37年3月6日	一部改正	平成16年4月1日	一部改正
昭和37年8月27日	一部改正	平成17年4月1日	一部改正
昭和39年1月25日	一部改正	平成17年12月5日	一部改正
昭和39年4月30日	一部改正	平成18年3月31日	一部改正
昭和40年1月25日	一部改正	平成18年12月13日	一部改正
昭和40年12月27日	一部改正	平成19年3月31日	一部改正
昭和44年2月8日	一部改正	平成19年4月1日	一部改正
昭和46年4月15日	一部改正	平成19年6月1日	一部改正
昭和47年3月30日	一部改正	平成20年2月27日	一部改正
昭和47年8月31日	一部改正	平成20年5月1日	一部改正
昭和48年4月19日	一部改正	平成21年4月1日	一部改正
昭和50年6月5日	一部改正	平成21年8月26日	一部改正
昭和50年12月8日	一部改正	平成22年4月1日	一部改正
昭和51年6月1日	一部改正	平成23年4月1日	一部改正
昭和55年4月1日	一部改正	平成24年3月30日	一部改正
昭和56年3月31日	一部改正	平成24年4月1日	一部改正
昭和58年1月17日	一部改正	平成25年3月29日	一部改正
昭和58年3月31日	一部改正	平成26年4月1日	一部改正
昭和59年12月22日	一部改正	平成26年6月1日	一部改正
昭和60年9月9日	一部改正	平成27年8月24日	一部改正
昭和61年12月23日	一部改正	平成28年1月15日	一部改正
昭和63年3月8日	一部改正	平成28年4月1日	一部改正
昭和63年3月31日	一部改正	平成29年4月27日	一部改正
平成元年10月4日	一部改正	平成30年6月27日	一部改正
平成2年12月21日	一部改正	2020年4月1日	一部改正
平成9年12月19日	一部改正		
平成11年7月28日	一部改正		
平成11年12月22日	一部改正		
平成12年10月6日	一部改正		
平成13年3月30日	一部改正		
平成14年5月21日	一部改正		

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人文化学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都渋谷区代々木3丁目2番1号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、私立学校を設置し、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 文化学園大学 大学院 生活環境学研究科 国際文化研究科  
服装学部 ファッションクリエイション学科 ファッション社会学科  
造形学部 デザイン・造形学科 建築・インテリア学科  
国際文化学部 国際文化・観光学科 国際ファッション文化学科  
応用健康心理学科
- (2) 文化ファッション大学院大学 ファッションビジネス研究科
- (3) 文化学園大学短期大学部 ファッション学科
- (4) 文化学園大学附属すみれ幼稚園
- (5) 文化学園大学附属幼稚園
- (6) 文化服装学院 服飾専門課程 ファッション工科専門課程 ファッション流通専門課程  
ファッション工芸専門課程
- (7) 文化外国語専門学校 語学専門課程

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 出版業
- (2) 物品販売業（文房具・雑貨・食品・薬品・衣類・書籍・美術品類・時計・宝飾品類・道具類）

- (3) 不動産賃貸業・管理業

### 第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人ないし10人
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数（在籍理事数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事のうち1人を、理事会において理事総数の過半数の議決により常任理事とすることができる。常任理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 文化学園大学長及び文化服装学院長
- (2) 評議員のうちから理事長が理事会及び評議員会の同意を得て選任した者3人又は4人
- (3) 学識経験者のうちから理事長が理事会の同意を得て選任した者3人又は4人

- 2 前項第1号に掲げる理事が、学長、学院長を兼務するときは、第6条第1号に規定する理事の定数から、前項第1号理事1名分を減じた数をもって理事の定数とする。
- 3 第1項第1号及び第2号の理事は、学長、学院長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事のうち1人を、理事会において理事総数の過半数の議決により常任監事とすることができる。常任監事の職を解任するときも、同様とする。常任監事は、常時監査の職務を行う。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号の規定による理事を除く。以下この条において同じ。）の任期

は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常任理事もしくは常任監事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

（理事長の職務）

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

（常任理事の職務）

第13条 常任理事は、理事長を常時補佐する。

（理事の代表権の制限）

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常任理事が、常任理事に事故があるとき、又は常任理事が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した理事が理事長の職務を代理

し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者と見なす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
  - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(責任の免除)

第20条 役員が任務を怠つたことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第21条 理事（理事長、常任理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

#### 第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第22条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は21人ないし23人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数（在籍評議員数をいう。以下同じ。）の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 評議員会に議長及び副議長を置き、議長及び副議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席と見なす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

第23条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された



評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから理事会の定めるところにより、理事会において選任した者14人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者3人又は4人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者4人又は5人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第27条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な運用を図り、その証券、通帳等は理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる収入、授業料収入、入学金収入、検定料収入、講習料収入、収益事業収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第44条 この法人が解散した場合（合併又は破産による解散を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第47条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書

- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、文化学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

#### 附 則

- 1 この寄附行為は、組織変更の登記完了の日から施行する。
- 2 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間従前の財団法人の寄附行為によって選定された次の役員とする。

理 事 長	遠藤 政次郎
常任理事	並木 茂
理 事	原田 茂
理 事	野口 益栄
理 事	中村 里海
監 事	金子 利八郎

#### 附 則

この法人の変更は、昭和48年6月1日から施行する。

#### 附 則

第4条の改正は、昭和51年4月1日から施行する。

#### 附 則

第4条、第15条及び第16条の改正は、昭和55年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 学校法人今井学園合併時の学校法人文化学園の役員は、次の役員とする。

理 事 長	大沼 淳
理 事	中田 満雄
理 事	今井田 勲
理 事	小池 千枝
理 事	飯野 晴夫
理 事	並木 守正
常任監事	金子 利男
監 事	遠藤 興一

- 2 第3条、第4条及び第15条の改正は、昭和56年4月1日から施行する。

#### 附 則

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（昭和58年1月17日）から施行する。

**附 則**

第3条、第4条及び第15条の改正は、文部大臣の認可の日（昭和58年3月31日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（昭和59年12月22日）から施行する。

**附 則**

第28条の改正は、文部大臣の認可の日（昭和60年9月9日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（昭和63年3月8日）から施行する。

**附 則**

1 学校法人匹田学園合併時の学校法人文化学園の役員は、次の役員とする。

理 事 長	大沼 淳
理 事	小池 千枝
理 事	飯野 晴夫
理 事	荻村 昭典
理 事	大久保 豊
理 事	今井田 勲
理 事	遠藤 興一
監 事	堤 清二
監 事	清水 直

2 第4条及び第15条の改正は、文部大臣の認可の日（昭和63年3月31日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（平成元年10月4日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。



**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（平成11年7月28日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

**附 則**

第4条、第15条及び第22条の改正は、文部大臣の認可の日（平成12年10月6日）から施行する。

**附 則**

1 学校法人村越学園合併時の学校法人文化学園の役員は、次の役員とする。

理 事 長	大 沼 淳
理 事	荻村 昭典
理 事	鯛 嘉行
理 事	原 實
理 事	大沼 均
監 事	保崎 優
監 事	市原 和彦

2 第4条及び第15条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成13年3月30日）から施行する。

**附 則**

1 寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成14年5月21日）から施行する。

2 この寄附行為の改正の施行のときに在任する役員（第7条第1号の規定による理事を除く。）及び増員により新たに就任する理事の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成16年7月31日までとする。

**附 則**

第4条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成14年12月27日）から施行する。ただし、第4条第1号は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 学校法人渡辺学園合併時の学校法人文化学園の役員は、次の役員とする。

理 事 長	大沼 淳
理 事	鯛 嘉行
理 事	閨間 幸雄
理 事	岸原 芳人
理 事	鈴木 昭伯
理 事	田村 誠
理 事	濱田 勝宏
理 事	大沼 聡
監 事	市原 和彦
監 事	永野 義一

- 2 寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成15年3月31日）から施行する。

## 附 則

第7条及び第31条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成15年9月17日）から施行する。

## 附 則

第4条の改正は、平成15年2月27日に理事会決議され、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 第4条の改正は、平成16年2月26日並びに平成17年2月28日に理事会決議され、平成17年4月1日から施行する。

- 2 （文化女子大学室蘭短期大学教養学科の存続に関する経過措置）

文化女子大学室蘭短期大学教養学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

## 附 則

寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

## 附 則

第4条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成17年12月5日）から施行する。

## 附 則

1 学校法人文化学園（広島）合併時の学校法人文化学園（東京）の役員は、次の役員とする。

理事長	大沼 淳
常任理事	大沼 聡
理事	閨間 幸雄
理事	岸原 芳人
理事	鈴木 昭伯
理事	濱田 勝宏
理事	大澤 幸夫
監事	佐川 秀夫
監事	永野 義一

2 寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成18年12月13日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成19年3月31日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、平成19年2月28日に理事会決議され、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、平成19年2月28日に理事会決議され、平成19年6月1日から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成20年2月27日）から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、平成20年2月28日に理事会決議され、平成20年5月1日から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、平成20年5月28日に理事会決議され、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**

第4条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成21年8月26日）から施行する。

#### 附 則

- 1 第4条の改正は、平成21年2月26日並びに平成21年9月17日に理事会決議され、平成22年4月1日から施行する。
- 2 （文化女子大学造形学部住環境学科存続に関する経過措置）  
文化女子大学造形学部住環境学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

第4条及び第7条の改正は、平成22年6月29日に理事会決議され、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 学校法人城内学園合併時の学校法人文化学園の役員は、次の役員とする。

理 事 長	大 沼 淳
常任理事	大 沼 聡
理 事	岸 原 芳 人
理 事	鈴 木 昭 伯
理 事	濱 田 勝 宏
理 事	佐 川 秀 夫
理 事	原 敏 夫
理 事	遠 藤 啓
監 事	松 田 一 政
監 事	小 川 朗

- 2 寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成24年3月30日）から施行する。

#### 附 則

- 1 第4条の改正は、平成24年2月23日に理事会決議され、平成24年4月1日から施行する。
- 2 （文化学園大学現代文化学部国際文化学科存続に関する経過措置）  
文化学園大学現代文化学部国際文化学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

- 1 学校法人原田学園合併時の学校法人文化学園の役員は、次の役員とする。

理 事 長	大 沼 淳
-------	-------

常任理事	大沼 聡
理事	岸原 芳人
理事	鈴木 昭伯
理事	濱田 勝宏
理事	佐川 秀夫
理事	原 敏夫
理事	遠藤 啓
監事	松田 一政
監事	小川 朗

2 寄附行為の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成 25 年 3 月 29 日）から施行する。

#### 附 則

1 第 4 条の改正は、平成 25 年 2 月 26 日に理事会決議され、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 （文化学園大学造形学部生活造形学科存続に関する経過措置）

文化学園大学造形学部生活造形学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 26 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

#### 附 則

第 4 条の改正は、平成 26 年 5 月 27 日に理事会決議され、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

第 4 条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成 27 年 8 月 24 日）から施行する。

#### 附 則

第 4 条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成 28 年 1 月 15 日）から施行する。

#### 附 則

1 第 4 条の改正は、平成 27 年 2 月 25 日に理事会決議され、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 （文化学園大学服装学部服装造形学科存続に関する経過措置）

文化学園大学服装学部服装造形学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 （文化学園大学服装学部服装社会学科存続に関する経過措置）

文化学園大学服装学部服装社会学科は、改正後の寄附行為第 4 条の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 （文化学園大学短期大学部服装学科存続に関する経過措置）

文化学園大学短期大学部服装学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

第4条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成29年4月27日）から施行する。

**附 則**

第37条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成29年4月27日）から施行する。

**附 則**

第5条の改正は、文部科学大臣の認可の日（平成30年6月27日）から施行する。

**附 則**

- 1 第4条の改正は、2019年2月25日に理事会決議され、2020年4月1日から施行する。
- 2 （文化学園大学現代文化学部存続に関する経過措置）

文化学園大学現代文化学部は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず2020年3月31日に当該学部  
に在学する者が当該学部  
に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

**附 則**

2020年3月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。